第18回甲府地方裁判所委員会及び第17回甲府家庭裁判所委員会 議事概要(案)

- 1 日時 平成23年6月24日(金)午後2時45分から午後4時50分まで
- 2 場所 甲府地方·家庭裁判所大会議室
- 3 出席者

(地裁委員・五十音順)

井口委員,上原委員,金井委員(委員長),北島委員,長澤委員,埴原委員, 深沢委員,星委員,細谷委員,向山委員,矢野委員

(家裁委員・五十音順)

因幡委員,今井委員,江守委員,金井委員(委員長),窪田委員,佐々木委員,奈須委員,古屋委員,水上委員,横森委員

(甲府地方裁判所)

岩渕民事首席書記官, 篠原刑事首席書記官, 江川事務局長, 林総務課長, 中原総務課課長補佐(書記)

(甲府家庭裁判所)

田川首席家裁調査官,小磯首席書記官,境事務局長,大槻総務課長(進行役), 金子総務課課長補佐(書記),風間庶務係長

4 議事等

- (1) 本日のテーマ及び進行について (別紙「意見交換等の概要」の1のとおり)
- (2) 説明(別紙「意見交換等の概要」の2ないし4のとおり)

検察庁関係 (矢野委員) 「法教育の概要と法曹支援の在り方」 弁護士会関係 (水上委員) 「山梨県弁護士会法教育委員会 活動報告」 裁判所関係 (深沢委員) 「裁判所における法教育の取組み」

- (3) 意見交換の概要 (別紙「意見交換等の概要」の5のとおり)
- 5 次回委員会のテーマについて

(1) 地裁委員会

裁判員裁判の関係について意見交換等を行う予定とした。

(2) 家裁委員会

家庭事件での子供をめぐる問題について意見交換等を行う予定とした。

6 次回委員会の期日

(1) 地裁委員会

事務局から,各委員に書面により照会し,10月25日(火),27日(木), 28日(金)のいずれかで行うこととした。

(2) 家裁委員会

事務局から、各委員に今年の秋口ころに書面により照会し、調整のうえ決定することとした。

(別紙)

意見交換等の概要

(発言者 ■:委員長,○:委員,□:説明者)

1 本日のテーマ及び進行について

■ 本日は、前回の各委員会でお諮りしたとおり、地方裁判所及び家庭裁判所 に共通する「法教育」をテーマにとりあげて、合同で意見交換を行う予定で ある。

進行としては、まず、検察庁、弁護士会及び裁判所における法教育に関する取り組みについて説明を受けた上で、各委員から、様々な角度からご意見を頂戴し、意見交換を行うことにしたい。

- 2 検察庁関係の説明 「法教育の概要と法曹支援の在り方」について
 - □ (矢野委員) 法教育の重要性については、平成13年以来の司法制度改革を背景として主張されるようになったが、政府が考えている法教育とは、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育であって、大学の法学部で学習する法解釈学や、従来、中学、高校の社会で教えていた司法制度の説明ではない。

このような法教育は、事後チェックを基盤とする自由で公正な社会において、紛争を事前に防止し、紛争が発生した場合にも、法に基づいた妥当な解決ができる市民を育成するという社会的要請から求められており、目指すべき内容としては、法は共生のための相互尊重のルールであることを認識してもらうために、①私法の基本的な考え方、②人権と国の仕組みを定める憲法及び法の基礎にある基本的な価値、③司法や裁判の意義と役割を理解してもらうこととされている。

国における法教育の取り組みの概要は次のとおりである。

ア 教育現場では、新学習指導要領(小学校は平成23年度から、中学校は

平成24年度から実施)において、小学校、中学校の「社会科」、「道徳教育」及び「特別活動」などの教科で、法などルールの意義等を学習することになっている。

- イ 法務省では、平成15年7月に「法教育研究会」が設置され、学校教育における司法、法に関する教育についての調査、研究、検討を行い、後に述べる4つの教材例を作成した。
- ウ 法教育研究会の成果を引き継ぎ、法教育の更なる発展を目的とする機関として「法教育推進協議会」を設置し、同協議会では、教材例の利用方法を解説するQ&A集を作成して書籍として出版(ぎょうせい出版)している。
- エ その他の取り組みとしては、年に1回の法教育シンポジウムの開催、法教育プロジェクトチーム(PT)を設置し、法教育各分野の教材の作成、法教育授業の実施(法務省のホームページ等から申込み可能)など法教育の実践に取り組んでいる。各教育現場における出前授業なども受け付けている。

上記イで述べた教材例について,もう少し詳しく解説すると,①ルール作り,②私法と消費者保護,③憲法の意義,④司法という4つのテーマを基に教材が作成されており,具体例としては次のとおりである。

① (ルール作り)

ある町内会におけるゴミ出しを巡るトラブルを材料として,これを解決 するルールとしての「町内会規約」作成に取り組む。

②(私法と消費者保護)

契約とはどのようなものかを理解してもらうとともに、一旦成立した契約を解消できるのはどのような場合か、具体例に則して考えてもらう。さらに法律実務家を外部講師として招き、消費者保護のための法律について解説を受ける。

③ (憲法の意義)

国の政治の在り方を定める方法につき、例えば、教師が指名した者が適当と考えるルールを作り、その妥当性を討議することで考えてもらい、国民主権、民主主義及び代表制についての理解を深めてもらう。また、多数決であっても決めることが許されない事項があり得ることも理解してもらう。

④ (司法)

例えば、日常生活における子供同士の喧嘩を例にし、その原因を分析し、 民事裁判で解決が可能な種類の紛争かどうかを考えてもらう。

また、交通事故を例にして、その解決手段としての民事裁判をシミュレートしたり、傷害事件を例にして、加害者の刑事責任を問う手段である刑事裁判の流れを理解してもらうものもある。

現在の甲府地方検察庁における取り組みは、平成22年4月から平成23年2月にかけて、県内の法科大学院、大学、高校、中学校に地検職員を派遣し、あるいは教職員、学生に来庁してもらい、刑事手続、検察庁の業務に関する説明を行うほか、高校生模擬裁判選手権のアドバイザー等として検事を派遣している。また平成23年7月から同年8月にかけ、1名ないし3名といった少人数の中学生が当庁を訪問し、刑事手続、検察庁の業務に関する説明を受ける予定となっている。

3 弁護士会関係の説明 - 「山梨県弁護士会法教育委員会 活動報告」について
□ (水上委員) 弁護士会の法教育への取組みは、司法制度改革が進む中、関東
弁護士会連合会が平成14年のシンポジウムのテーマに法教育を採り上げた
ことを嚆矢とする。平成15年4月には日弁連に「市民のための法教育委員
会」が置かれ、山梨県弁護士会では平成16年度に「法教育委員会」を設置
した。

山梨県弁護士会の法教育委員会は、①出前授業、②子どもロースクール及び③学校の先生方や研究者との連携という3本の柱に、日弁連が主催する高校生模擬裁判選手権出場校への支援を加え、委員のみならず若手を中心とした多くのバックアップメンバーを巻き込んで活動している。

出前授業は、弁護士が県下の小・中・高校に出向き、童話に題材をとった 模擬裁判やルール作り、正義に関する授業などを行う。平成16年度に甲府 南高校で実施したのを皮切りに、年々希望校が増え、今年度は計35校への 派遣を予定している。現時点では裁判員制度の導入もあり模擬裁判の希望が 圧倒的に多いが、グループ討論を中心とした双方向的な授業を行うように心 がけている。

子どもロースクールは、平成16年度のみ春休みに行い、翌年度からは毎年夏休みに、山梨学院大学法科大学院の協力のもと、模擬法廷等を借りて実施している。対象は公募による中学校2・3年生で、模擬裁判を中心にしながら、裁判所、検察庁の協力による若手法曹三者への質問コーナーなどのプログラムで参加者からは好評を得ている。

平成23年度から実施された小学校の新学習指導要領に法教育的なものの考え方が導入され、以後順次中学校、高校の学習指導要領にも同様のことが予定される中、実際の教育現場で法教育がどのように実践されるべきか、法律の専門家である弁護士に何ができるかを教員や教育研究者の方々と連携して考えるべく、様々な方法を模索している。

4 裁判所関係の説明-「裁判所における法教育の取組み」について

□ (深沢委員) 裁判所においても、法教育の重要性やその可能性に鑑み、裁判 所や裁判官の実情を知ってもらう、裁判や裁判員制度の仕組みを知ってもら う、ということを主眼として、司法機関としての裁判所の性格に適合する形 で様々な取組みを行ってきている。 具体的には、①裁判傍聴、裁判所見学等で来庁する団体への対応及び②裁判傍聴者に対する対応のほかに、③毎年5月の憲法週間や、10月の法の日週間には、参加者を公募しての裁判所ツアーなども実施している。また、④裁判官等を講師として派遣することも実施している。

① まず、裁判傍聴、裁判所見学等で来庁する団体への対応については、その数が増加する傾向にあり、年間70~90程度の団体、人数にして1200人から1700人程度に及んでいる。来庁した団体で最も多いのは小中学校で、昨年度は22校、671人に及んでいる。高校、大学からも来ている。また、家庭学級や高齢者学級等といった一般団体も多数来ており、昨年度は、そうした一般団体の来庁が30団体、546人に及んでいる。

そうした機会に、団体側の希望・意向を伺いながら、来庁者の特徴に即 した企画を立てて実施している。裁判官も参加して、説明や質疑応答にも 応ずるようにしている。

こうした団体のための企画を具体的に説明すると、まず、小学生及び中 学生の団体の場合については、以下のような2つの取組みを行っている。

裁判所の見学に1時間30分程度の時間しかとれない場合には、小中学生も対象とした裁判所に関する広報用ビデオを視聴させたり、法廷を見学させたりした上で、裁判官が説明の上、質疑に応じており、この半年ほどの間に計5回実施した。感想文を見ると、裁判官から直接話が聞くことができて裁判官が身近に感じられたなどと、好評を得ている。

また、2時間程度の時間がとれる場合には、裁判所側から模擬裁判の実施を提案している。多くの小中学生に裁判所まで足を運んでいただくのであれば、裁判所でなければ経験できず、児童や生徒が体験的に学習できる要素を含んだプログラムを用意する方がより効果的ではないかとの考えに基づくものである。学校側が模擬裁判の実施を希望する場合には、事前に学校側にそのシナリオを送付している。この模擬裁判では、法廷で子ども

たちがシナリオに基づいてそれぞれの役割を演じているが,裁判所の職員が手続の要所要所で,質問を投げかけ,より理解を深めさせるようにしている。また,審理終了後には,いくつかのグループに分かれて,どのような判決が良いかを話し合い,判決前に発表してもらうなどの工夫をしている。

- ② また,訴訟事件について,事件関係者ではない一般傍聴者が相当数いる場合で,裁判官がスケジュールに余裕があるようなときには,裁判手続終了後,裁判官が法廷に残り,傍聴した感想を聞いたり,裁判制度一般について質問を受け応答する機会を持つことも始めている。
- ③ さらに、当庁では、例年5月に憲法週間行事、10月に法の日週間行事を行っている。平成22年度の法の日週間行事と平成23年度の憲法週間行事については、検察庁と弁護士会の協力も得て行った。憲法週間行事では平日に主に一般の方を対象とした行事、法の日週間行事では土曜日に小中学生を対象とした模擬裁判を実施している。

平成23年度の憲法週間行事を紹介すると、普段は公開していない裁判員選任手続において使用する質問手続室の見学や裁判の仕組み等について説明を行うとともに、実際の刑事裁判の審理を傍聴してもらった。裁判終了後には、裁判官が参加者からの質問に答え、また、検察官と弁護人にも残ってもらい、同様に参加者からの質問に答えていただいた。参加者からは途切れることなく質問がされるなど、関心の高さがうかがえた。今後ともこうした機会を提供することが有益であるとの認識を強くした次第である。

5 意見交換

○ 先ほどの法曹三者の法教育についての取り組みの中で学校へ出向いて説明 等をするという話があったが、その際の子供達の反応や、実際にやってみて 難しいと感じたところを教えていただきたい。

- □ (深沢委員) 私は以前,小学校へ模擬裁判の講義に行ったことがあるが,その際に,子供達はいろいろな角度から考えて議論をするので,非常に頭が柔らかいなと感じた。難しいと感じた点は,学校の授業の一環として行う場合には,学校のカリキュラムの関係でなかなかまとまった時間がとれないということである。また,学校での模擬裁判等については,やはり法律の専門的な知識を持っている者が参加した方が良いということも感じた。
- □ (水上委員)子供達は非常に興味を持って取り組んでくれている。また、学校の先生は生徒の中に入って子供の話を引き出すのが非常に上手だと感じた。難しいと感じた点は、ほとんどの学校で、時間が2コマ分しかとれず、議論をしてもらうのにかなり時間が不足している点である。
- □ (矢野委員) 私自身の体験ではなく部下の話ではあるが、子供達は非常に柔軟であることと、検察官という職業について、どのような仕事をしているのか質問されるということを聞いている。
- 小中学校での法教育も良いが、社会人向けの社会教育、生涯教育としての 法教育も大事ではないかと思う。そのような法教育のアプローチもあるのか、 今後予定をされているのか教えていただきたい。
- 子育て世代を対象とした法教育の必要性を感じている。また、どのような 活動でも窓口を明確化することが大事であるので、法教育についても窓口を 明確化して情報発信することが必要だと思う。
- □ (矢野委員) 法務省の関連機関である法教育プロジェクトチームのホームページがあり、出前授業や法教育授業の問い合わせに応えられる。また、甲府地検については、企画調査課に問い合わせていただきたい。
- 法曹三者でいろいろな法教育の取り組みをやっているようだが、この三者 が連携して、窓口が一本化できたら非常に利用しやすくなるのではないか。
- □ (水上委員) 弁護士会としても、従来から、市民向けの離婚や消費者問題に

ついての講座はやっているが、社会人向けの法教育についてはなかなか取り 組みには至っていない状況であり、今後の課題であるということは自覚して いる。そのような中で、今年度から法テラスが全国3カ所でシンポジウムを 行う予定である。また、いろんなところでやっている法教育の情報を集約し て、法テラスに問い合わせをすれば、どこで、どのような機関が、どのよう な取り組みをするのか情報を提供できるようにすると聞いている。これから は、一つの窓口として法テラスを利用することも考えられるのかなと思って いる。

- 調停委員として,多重債務者や離婚等で調停を利用する方々に接していて, そのような方々に法律のルールや,自分の権利義務について知識がないこと を非常に感じる。法律の知識がないということは力がないということと同じ だと思うので,もっと早めに小学校,中学校,高校で法律について勉強でき るシステムができたら良いと感じている。
- 今では高校生でも、アルバイトに関するもの、インターネットや携帯の利用に関するもの等、多様な紛争に巻き込まれることが増えている。このような学生に対する法教育を図るには、教員の法教育に対する意識が高くなければならないと思われるが、教員に対する法教育の研修等について、どのような関与をしているのか教えていただきたい。
- □ (矢野委員) 甲府地検では、昨年8月に、山梨市教育委員会の教職員の方や、 小中高の教員の方に検察庁に来庁していただき、刑事手続一般、検察庁の業 務や裁判員制度の説明を行った。当庁としても、教職員の方々に対し、でき る限りそのような説明をする機会を設けたいと考えており、教育委員会や各 学校にも案内を送付しているところである。
- 法教育に関する出前授業は、学校側が主体となって依頼があるのか、弁護 士会や検察庁が主体となって声かけをしているのか教えていただきたい。ま た、模擬裁判以外にも法教育について何か効果的な取り組みの事例はないの

- か,海外では小中学生に対してどのような取り組みを行っているのかについても教えていただきたい。
- □ (水上委員) 法教育はアメリカが本場であり、1978年に法教育法を作って以来、法教育について先進的な取り組みをしており、我々が使用する教材もアメリカのものを参考にしている。また、当弁護士会の出前授業の内容として模擬裁判が圧倒的に多いのは、小中学校からのリクエストが模擬裁判が多いので、これは先生方の裁判員制度に対する関心が高いからなのかなと思っている。こちらとしても、模擬裁判以外の授業もやってみたいとは思っているが、まずは突破口として模擬裁判を行っているという実情がある。
- アメリカでの生活が長かった委員から、アメリカとの法教育の違いなどを お話しいただけないか。
- アメリカでは、弁護士が多く、行政や経営面で、たくさんの弁護士が指導的立場に立って活躍している。日本でも、弁護士が訴訟だけではなく、社会の仕組みの中に上手く入っていく方法はないのかなと思っている。例えば、日本でも法教育の重要性について自治体や企業でもっと意識が高くなって、その主導的立場として弁護士が関与していけば、弁護士に対する需要も高まるし、市民との距離も縮まるのではないかと思う。
- 私は甲府で30数年弁護士をやっているが、2年に1度くらいは学校の先生を相手に話をしている。随分前に、甲府の南の方の農家のご婦人の方々に農家の長男の嫁の相続の問題について話をしたことがあったが、彼女たちは、長男が先に亡くなるとその嫁には相続権がないということを全然知らず、その話をしたときには非常に反響があった。弁護士が地方で生きていくということは、そういうことを意識的にやっていくことではないかと思った。法教育の効果の問題を考えると、大人の場合には具体的な法知識を教えることになってしまうので、子供たちに小さい頃から思考方法を教えることが有効だとは思う。

- 先ほど来ご指摘いただいている問題への対応策についてはいろいろなアプローチが考えられるが、司法制度改革の過程で議論されたこととしては、一つは、国民が紛争を抱えたときに、できるかぎり法律家にアクセスしやすくしようということで、法曹人口の拡大、さらにそのアクセスを助けるために法律扶助を始めとした法テラスの仕組みを充実させるという観点からの施策。そして、それと重ね合わせるように、国民が自らきちんと情報を分析し、判断できるような自律的な主体にならなければならないという観点から、小中学生等に対する法教育の必要性が打ち出されたと思う。法律家だけの取組みで法教育がうまくいくというものではなく、法律家のほかに、教育関係者はもちろんのこと、社会全体が力を結集して行っていく必要があるという気がする。
- 世の中、法律だけで成り立っているわけではない、法律をよく理解できて、 論理的に物事が考えられれば、すべてが解決という前提に立ってはいないか という危惧を少しだけ抱いた。法律によらない解決策もあるということを合 わせて教えてほしいと思う。弁護士会の資料の中に「法教育とは○○教育と は違う」とあったが、法律というベースはあるにしても、物事をロジカルに 考えて解決に導く、自分で判断する力を身に付けることが重要だと思う。従 来の教育というのは子供を枠にはめてしまって、あなたの限界はここまで、 やっていいのはここまでという教育が戦後なされてきたと思うが、子供たち に本物に触れさせて少しずつ教育を変えていくという方向性は非常に評価に 値すると思う。
- 確かに法の必要性とか、司法の仕組みを小さいころから教えていくという 教育は重要だという気がする。ただ、新聞とかテレビで模擬裁判のやり方を 見ていると、「○○ごっこ」をしているような気がして、少し違和感を覚え る。小さい子供に病気の仕組みを教える方法を考えてみると、まず、身体の 仕組みを教えて、病気の成り立ちを教えて、病気になったときにはどういう

対処、医療をするのか、医療者の役割について話をするのですが、最終的に は病気にならないようにするにはどうしたらいいかということを教える。法 教育の中で、紛争を起こさないようにする予防法については、どのように教 えるつもりでいるのか伺いたい。

- □ (水上委員)模擬裁判が多いので、紛争になってからの裁判の仕組みというところになってしまうのだが、法教育の目指すところとして、例えば、法やルールはどうやってできてくるのか、法の根底にある公平とは何か、正義とは何か、そういったことを自分の力で考えることを身に付けてもらう、お互いに譲り合って、どうやってもめ事が起こらないようにするのか、例えば、体育館が狭くなってしまった、どうやってみんなでシェアして使うのか、何が平等なのか考えてもらったりすることも、私共で提供できるメニューの中に入っているので、その辺のところも行っていきたいと思っている。
- 消費者教育とか、市民として社会生活のルールを学ぶ機会はもっと多くていいと思う。受験勉強の偏重という教育制度から直さなければ無理なことかも知れないが、小中学生の柔軟な、頭に入る時期に、法を犯さないためには消費者にはこういうルールがあるとか、人を傷つけない、守るべきルールがあるとか、もっと時間をかけて吸収してもらうと、犯罪や法を犯す機会も少なくなるのではないかと思う。微分積分がいくらできてもルールを知らなければ何にもならないので、市民としての教育というのをもう少し充実させていきたいと思う。
- 病気になってからどうするかという問題ではなくて、その前の段階が必要だというご指摘はもっともだと思う。法教育の最終的な目的としては、自由で公正な社会の担い手であることを国民一人一人が認識して生活していけるような形にしていこうということであろう。裁判員裁判は県民の皆さんの大変な負担の下に運営されているが、実際に裁判員を経験した方々の感想によると、事件を通じて、ご自身と家族との関係とか、地域社会で自分はこれか

らどうしたらいいかとか、社会の実情やありようについても思いを巡らしておられる方が多い。裁判員裁判を経験していただくことが、その方の身の処し方・人生感を変えていくことがある、そして、そうしたことが重なっていけば、日本の社会全体が良くなっていくのではないか、社会の仕組み、在り方、有り様が変わっていく大きな契機になるのではないかと期待している。その意味で、裁判員裁判も、法教育の目指す自由で公正な社会の担い手を育む大きな契機になっているのではないかと思っている。

- 法教育を小さい頃からやることはとても良いことだと思っている。法教育を通じて、小学生から弁護士になりたいとか、司法試験を受けてみよう、法学部に入ってみようとか、そういう気運が高まることによって法教育の一つの成果が出てくるのではないかと思う。
- 市民のための法教育がなかなか進まないという話があったが、一つの提案として、ルールの決め方とか、みんなが仲良く暮らすためのルールの重要性とか、大人でも関心を持てる題材があるのではないか、企業が行うのは厳しいかも知れないが、模擬裁判の大人バージョンのプログラムを作って、自治体とかNPO法人とか地域の方にプログラムを提供してもらえれば、社会にはそういうルールも大事であるということを大人も身に付けられるのではないか、粘り強く行っていただきたいと思う。

(以 上)